

講演会報告：諸外国における障害のある子どもの教育政策の動向 — 英国・米国を中心に —

齊藤 由美子
(企画部国際調査担当)

要旨：本報告は、平成24年12月に本研究所の企画部国際調査担当主催で開催した、諸外国における障害のある子どもの教育政策の動向に関する講演会の要約である。平成24年度の講演会は、宮内久絵氏（茨城キリスト教大学講師）、岡典子氏（筑波大学准教授）を講師に招き、米国・英国の障害のある子どもの教育政策の動向をテーマとして実施した。宮内氏は、M.ウォーノックの2005年の論文とそのイギリス国内における反響を中心に、インクルージョン概念の見直しなど、イギリスの教育政策の動向とその背景について論じた。また、岡氏は、アメリカにおけるインクルーシブ教育政策の展開過程とその本質について考察し、さらに、同国のインクルーシブ教育が低発生頻度障害（視覚障害）の教育にもたらす影響の観点から、同国が直面する課題の考察を行った。両氏の講演は、今後の我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、多くの示唆に富むものであった。

見出し語：イギリス、アメリカ、教育政策の動向、インクルーシブ教育

I. はじめに

本研究所では、特別支援教育のナショナルセンターとして、諸外国の障害のある子どもの教育に関する情報を収集し、調査・分析を行うとともに、国内の情報及び諸外国の情報を国内外に提供している。その活動の一環として、国内の研究者を招聘した諸外国の教育政策に関する講演会を、企画部国際調査担当主催で年一回開催している。今年度は、平成24年12月21日に、宮内久絵氏（茨城キリスト教大学講師）、岡典子氏（筑波大学准教授）を講師にお招きし、米国・英国の障害のある子どもの教育政策の動向についての講演をいただいた。

宮内氏は、イギリスの視覚障害教育に焦点をあてた歴史研究を専門領域とする。講演では、M.ウォーノックの2005年の論文とそのイギリス国内における反響を中心に、イギリスの教育政策の動向とその背景について論じた。岡氏は、アメリカの視覚障害教育に焦点をあてた歴史研究を専門領域とする。講演では、アメリカにおけるインクルーシブ教育政策の展開過程とその本質について、同国の教育改革と連

動させて考察し、さらに、同国のインクルーシブ教育が低発生頻度障害の教育にもたらす影響という観点から、同国が直面する課題を考察した。以下、両氏の講演内容の要約である。

II. 講演内容

1. 「イギリスにおける障害のある子どもの教育政策の動向」

講演者：宮内久絵氏（茨城キリスト教大学講師）

1) イギリスの制度の概要

イギリスでは、1981年教育法制定によって、それまでの11の障害カテゴリーが撤廃され、特別な教育的ニーズ（special educational needs）概念が導入された。この教育法の基盤となったのは、ニーズに応じた教育とインクルーシブ教育を掲げた1978年ウォーノック報告書であると言われている。以降、イギリスでは、インクルーシブ教育を基本方針とした特別なニーズ教育（special needs education）を展開している。

イギリスにおける「インクルーシブ教育」の定義は、基本的には「障害があっても、ない子どもと共に通常学校で学ぶこと」とされている。また、「特別なニーズ教育」については、障害だけではなく、移民、虐待を受けている要保護児等、障害以外の何らかの要因で学習上支援が必要な子どもたちも対象となっている。

仕組みの上では、特別な教育的ニーズの程度に応じ、以下の三つの支援段階を設けている

- ①スクール・アクション：子どものニーズを学校が把握し、通常学校内の支援チームが子どもを支援する。
- ②スクール・アクションプラス：通常学校内の支援チームに加えて、地方教育当局の専門家チームが巡回相談や支援を行う。
- ③ステイトメント：子ども一人あたりに支援資金がつき、各学校が専門家チームの援助のもと支援を行う。

三番目のステイトメントレベルの場合は、各教育当局で結成されたチームによる公式なアセスメントを経て認定された場合に、ステイトメントという文書が発行される。ステイトメントレベルに該当する子どもには、一人一人に充てた支援資金が拠出される。子どもは通常学校でも特別学校でも就学できるが、就学先の学校は支援資金を使った支援を考えなければならない。

2012年1月の時点で支援の対象となっているのは、161万人（全就学児童生徒の20.6%）であり、そのうち、ステイトメントを有する子どもは22万6千人（全就学児童生徒の2.8%）である。ステイトメントを有する子どもの53.7%が通常学校で、39%が特別学校で学んでいる。地域の通常学校に在籍する子どもへの支援は、地方教育当局管轄の支援センターが実施するシステムとなっている。支援センターで実施している支援の内容や質については、地域によって格差が大きいのが実情である。

2) M.ウォーノック (2010) からみるイギリスの課題とその背景

2010年に、M.ウォーノックは、B.ノーウィッチらと共に、一冊の本を出版した。この「SPECIAL

EDUCATIONAL NEEDS : A NEW LOOK」という本には、ステイトメント制度やインクルージョンの概念の再検討を求めた2005年のウォーノック論文、その論文に対する研究者・保護者からの様々な批判、それらの批判に対するウォーノック自身の意見が掲載されている。この本は2012年に宮内らが邦訳を行っている。

ここでは邦訳本からウォーノック自身の言葉を引用しつつ、イギリスの課題とその背景を述べる。

(1)ステイトメント制度の限界

現状の批判として、ウォーノックは、まずステイトメント制度の限界を挙げる。ステイトメントを発行する基準が曖昧であることによって教育的支援にばらつきがあること、ステイトメントがセイフティネットとしてしか機能していないこと、アセスメントを含むステイトメント発行の手続きに巨額の予算が費やされていること等の現状があるという。

また、イギリスの教育制度における平等と差異の考え方のジレンマについて、ウォーノックはこのように表現している。

イギリスの教育制度には「すべての子どもを本質的に同じであり平等であると扱う考え方と、彼らを異なるものとして扱う対照的な考え方」の間に根本的な矛盾がある。(中略) 真の差異に目を向けないことは、子どもたちのニーズに対応しようとする試みを台無しにしかねない (p.16-17)。

特別な教育的ニーズの概念を適切な分析的姿勢で分解し、真の差異を曖昧なままにするのではなく明確にする必要がある。すべての特別な教育的ニーズが同じであると仮定してはならないし、通常の教育がこうしたニーズを有するすべての子どもたちにとって最善であると仮定してはならない (p.46)。

関連する課題として「特別な教育的ニーズ」の概念の曖昧さがある。現在、障害のカテゴリーのサブカテゴリーとして「特別な教育的ニーズ」がある状況だという。1981年教育法で目指したのは、子どもたちを「〇〇障害」というラベリングから切り離す

ことだったが、その試みは失敗に終わった、と述べられている。ウォーノックが、特別な教育的ニーズ及びステイトメント制度の見直しを提案した背景には、以上のような現状の分析がある。

(2) インクルージョンの概念の見直し

ウォーノックによるもう一つの衝撃的な提案は、1981年教育法で大きく方向転換したインクルージョンの概念を見直す必要性である。「学校は社会の縮図ではない」という言葉を何度も繰り返しながら、彼女はこのように論じている。

インクルージョンの概念は、元来、善意から生まれたものである。ところが、その意味は明確さからは程遠く、実際には、子どもたちは物理的にはインクルードされていても精神的にはエクスクルードされていることがしばしばある。学校は社会の縮図とみなされるべきではない (p.40)。

インクルージョンや「一つの社会」といった考え方を否定する人はいない。(中略)しかし、学校は社会の縮図ではない。学校は子どものためのものであり、大人のものではない。子どもは発達過程でまだ支援を必要としている。教育は、不可避的に、将来、すなわち卒業後の生活に向かう人生の一時的な段階であるという意味で、独特な活動である。学校での平等を追求することは、将来の平等な機会を保障するために、現時点で必要なあらゆる手段を行使することを意味する。その地域に住むすべての子どもが、文字通り同じ学校に在籍すべきだと主張することを当然と考えてはならない。ここで重要なのは、すべての子どもが共通の教育計画の中にインクルードされていることであり、一つ屋根の下にインクルードされるということではない (p.41)。

私たちが守らなければならないのは、特別な教育的ニーズを有する子ども達の学ぶ権利そのものであって、他のみなと同じ環境で学ぶ権利ではない。私たちは、彼らのほかの子どもたちとの類似点ではなく、学習者としての相違点(すなわち、ニーズ)を重視しなくてはならない (p.45)。

このウォーノックの主張の背景には、イギリスの教育政策の問題も多々あろう。通常学校に在籍する障害児の支援体制の不十分さ、地域・学校間格差の問題、人材確保の失敗(教員免許を有しないティーチング・アシスタントの多用)、いじめの問題など様々な課題が、ウォーノックのインクルージョンの概念の見直しの主張につながっていると思う。

(3) 小規模な特別学校の設置

これまでに述べたようなイギリスにおける教育の現状における課題を改善するための方策として、ウォーノックが提案するのは、小規模な特別学校の設置である。

彼女は、「私は教育を改善する、最も効果的な方法は、傷つきやすい子どもたちや、通常学校では十分な支援を受けることのできない子どもたちにとって、小規模に維持され、ステイトメントを有するものだけが入学を許可される学校を設置することであると確信している」という内容を述べている。

この提案には、日本とは異なる歴史的背景がある。イギリスの1944年教育法では11の障害カテゴリーが明記されており、イギリス国内でもかなり多くの特別学校があった。しかし、1980年代にニーズ教育に転換するにあたり、政府の特別学校に対する態度が曖昧だったと言われている。その結果、政府が意図的に廃校に追い込んだわけではないが、特別学校の多くでは在籍する子どもの数が減少し、維持が難しくなって廃校に追い込まれていった。そういう背景があって、改めて、小規模で障害児が安心して学べる環境を作ったほうが良い、という提案がなされている。

3) その後の動向

その後の動向であるが、イギリスでは、ここで紹介した2005年のウォーノック論文なども一つの大きな契機となって、特別なニーズ教育に関する大きな見直しが始まっている。

2011年3月に『Support and aspiration: a new approach to special educational needs and disability (支援と大望: 特別な教育的ニーズと障害への新たなアプローチ)』というグリーンペーパー、いわば、新しい教育

政策のたたき台が出ている。これはパブリックコメントを求めるために公表されたものである。このグリーンペーパーに対して専門家、関係団体、保護者、学校関係者などから寄せられた意見を集約して政府が出したのが、2012年5月の報告書『Progress and next steps』である。

この報告書の内容について二つの点を紹介する。一点目は、インクルーシブ教育制度の中での特別学校の位置づけを明確化した、ということである。インクルージョン＝通常学校という偏見をなくし、特別学校も重要な教育機関の中に位置付けていこう、と述べている。二点目は、ニーズのアセスメントの見直しについてで、先ほどの三つの支援段階はおそらなくなってくると言われている。新しいアセスメントでは、教育だけではなく、医療や福祉など様々な分野から専門家が集まってアセスメントをすることになる。そして25歳くらいまで長期にわたってその子どもの支援をしていく、という仕組みになるそうである。

イギリスの特別な教育的ニーズの政策は、今、重要な転換期を迎えている。今後も注目していく必要がある。

4) まとめ—日本の特別支援教育への示唆—

このようなイギリスの現状から、日本に対してどんなことが言えるのか。日本は非常に歴史の長い、質の高い特別支援学校をもっているのだから、それをきちんと生かしたインクルーシブ教育を考えていく必要があると思う。個々の障害の状態や発達段階に柔軟に対応する教育システムを構築することが必要かと思う。そして、障害種別ごとの専門性を維持・継承するための拠点の確保が必要である。一方で財源もきちんと考えなければならない。

そして最後、私が感動したのは、ウォーノック報告書が出て、その批判論文や政府論文が出て、それを受けてまたウォーノックが論文を出す、というように、議論が徹底して行われていることである。そのプロセスでは、たくさんの客観的データを基に議論が行われている。この議論姿勢というのは日本がこれから学んでいかなければならないことではないか、と思う。

2. 「アメリカ合衆国におけるインクルーシブ教育の本質と課題—低発生頻度障害の観点から—」

講演者：岡 典子氏（筑波大学准教授）

1) アメリカにおける学校教育の本質とインクルーシブ教育

まず、学校改革とインクルーシブ教育はどのように連動しているのかを見ていきたい。先ほどのイギリスの話では、ウォーノックの「学校は社会の縮図ではない」という非常に明確な主張が出てきた。アメリカでは、まさに学校を社会に縮図として位置づけてきた、あるいは位置づけようとしてきた、そしてその一環として教育改革を繰り返してきた。今日の私の話は、その成果と影という観点から見ていくことになろうかと思う。

教育省の教育次官補を1990年代初頭に務めたD.ラヴィッチという方は、「アメリカにおける学校教育の本質」ということでこのような指摘をしている。「学校教育が社会の病弊を改善できると信じることで、典型的なアメリカ的発想は他にないように思われる」。もちろん、どこの国でもそれぞれの社会の問題が学校教育に反映されることは当然あるが、アメリカはその度合いが非常に顕著である、というのが彼女の指摘である。特に、第二次世界大戦後のアメリカにおける教育改革は、常に社会的正義の実現を目的とし、地域、人種、男女等のあらゆる差別の撲滅を目指す葛藤の連続として展開されてきた。

また、ブレイクという方は、20世紀後半以降、「学校教育は常に攻撃にさらされる状態に置かれており、その間、公正と卓越に関わる諸問題が、常に揺れ動きながら教育の基本構造を攻撃し、あるいは擁護する事項として存在してきた」と指摘している。具体的には、社会の中で起こってくる様々な問題が常に学校の問題と連動し、「学校は何をやっているのか」とターゲットが向けられてきた。そしてその度に、アメリカは新しい改革を模索しながら繰り返してきた。

インクルーシブ教育もまた、通常の教育と学校の改革を通じて民主制社会の実現を目指す、という政治的意味を含む「教育—社会運動」である。その点において、インクルーシブ教育に対する信頼と根本

理念は、アメリカにおける学校教育の本質を典型的に示す事例の一つに位置づけられるのではないか。

さかのぼって1960年代から学校改革の特徴を見ていく。1950年代のブラウン訴訟に端を発して公民権運動、人種別学の廃止、人種差別的な教育実践の撤廃が1960年代の学校改革の大きな特徴である。その社会的背景には、ベトナム戦争、都市の危機がある。産業構造の変動で貧しい黒人が都市の中心部に移り住み、裕福な白人が郊外に移動し、都市の貧困・荒廃、都市の学校の教育問題が深刻になった。文化的に剥奪された、あるいは不利な立場に置かれている、社会的経済的に恵まれない、低い社会階層に属している子どもに対する教育方法に高い関心が集まってくのもこの時期である。彼らの独自の文化への着目という観点で見えていくと、関心の持ち方、指摘のありようは、後のインクルージョンと非常に類似した様相が見て取れる。

さらに、人種別学の廃止とインクルーシブ教育の類似性はそのプロセスにもある。人種別学が廃止された後、人種の共学はすぐに広まったかという点を決してそんなことはなく、一応やっているという形を作るため、一つの学校に一人か二人入れてみるとか、あるいはその一方で、黒人たちが政治的に力を持ち、一種の当事者組織として政治的な介入を展開していくようになる。障害児教育については、アメリカは1975年に全障害児教育法という法律を施行し、障害のある子どもの統合教育、メインストリーム、そこからの展開としてのインクルージョンのプロセスをたどったが、それは、人種別学の廃止と非常に類似したプロセスであった。

1970年代になると経済状況の不安定を背景に、教師に対する信頼の低下が起きる。教育に対する説明責任という考え方は、この時代に提起されたい。さらに、国家による教育への監視と財政的な抑制も重要な命題になってくる。補足として、人種、移民、いじめ、経済的貧困等と障害の問題のリンクは、今日のインクルージョンでは重要なトピックであるが、それについては1970年代にもすでに指摘され、大きな教育問題として認識されていた。

インクルーシブ教育がなぜ受け入れられていったか、という背景の一つに、特殊教育システム全体の

費用対効果の問題、膨らみ続ける経費への批判があった。決して理念だけでインクルーシブ教育を導入していったわけではない。一方、自己決定の研究で有名なウェーメイヤーは2006年に、特にアメリカのインクルーシブ教育について三つの発達段階に整理し、現代のインクルーシブ教育の中心的課題は自己決定というところにあるのだ、と指摘している。このことは、この後の話と関わってくる。

2) アメリカにおけるインクルーシブ教育の全体的状況と今日の課題

アメリカのインクルーシブ教育の全体的状況から見ていきたい。初等中等学校に在籍する子どもの数がおよそ5,500万人、義務教育年齢の就学率は96%、教員数は360万人、子ども一人あたりの年間教育費が8,700ドルである。過去10年間で、特殊教育プログラムを受ける子どもの数は、全米で30%増加している。2007年時点で障害のある子どもの96%は通常の学校に在籍し、障害児学校への在籍は全体のわずか4%である。この通常の学校に通う96%の子どものうち、大半は地域の公立学校に在籍していて、通常の学級での学習の一部、または全体に参加している。別の言い方をすれば、国内にあるほとんどすべての通常の学校・学級は障害のある子どもの教育に関与していることになる。このデータはアメリカのインクルーシブ教育、公式には「最少制約環境」というが、その普及の度合いを示すものである。このような状況下で、学校と学区にとっては、最善の教育プログラムをいかに実践するか、ということとともに、それに要する経費も課題になってきている。

子どもたちに対して、インクルーシブ教育に何を求めるか。教育省の2008年の報告書によれば、国際競争力の維持がアメリカにとって国家の最優先事項の一つである。障害のある子どもも含めてすべての子どもに対して、インクルーシブ教育環境下において高い教育成果を達成させることが、アメリカの学校教育における基本的な立場である、ということが報告書の冒頭に出てくる。NCLB法（No Child Left Behind Act:「一人も落ちこぼれを出さない法」）もこれに絡んでいると思われる。

インクルーシブ教育の概念にかかわる基本的なと

ころだが、「インクルージョン」、「インクルーシブ教育」の定義はもともと、教育の中での障害による困難ということだけより、もっと幅広い対象に焦点をあてていたはずだ。国際的には、例えばユネスコなども、障害に限らず、貧困、移動民族、言語マイノリティ、紛争地域の子ども、HIVの子どもなど、いろいろな要因で基礎環境にアクセスできない子どもたちを指している。2008年のアメリカ教育省の報告書は、そのことを了解した上で、「インクルージョン」という言葉を障害のある子どもに限定して使う、と定義している。ちなみに、アメリカでは、様々なエスニックの問題については「ダイバーシティ」という言葉を用い、用語を使い分けている。おそらく、言葉の問題だけではない何か、アメリカのインクルージョンというものに対する認識の中で変わってきているのではないか。インクルージョンというものがそもそも目指した理念とは違うところへ向かおうとしているのか、ということも少し考えさせられる記述かと思う。

ここからはインクルーシブ教育と財政問題の話になる。アメリカでは昨年、予算管理法に大統領が署名し、今後10年間で歳出を約2兆4千億ドル削減することになった。これは今、「財政の壁」と呼ばれるもので、アメリカの財政支出をいかに圧縮していくかという計画である。この法律が施行されると、IDEA（障害のある子どもの教育予算）全体で10億ドル近い予算が削減されることとなるが、これはIDEAに関する予算水準を2006年時点のレベルにまで引き戻すことを意味する。言い方を変えると、2006年から2012年までの6年間で、10億ドル近い予算が増大（26%の増大）している、ということであるが、これが一律の削減となる。

一方、CEC（Council for Exceptional Children）が、これくらいあったらいいね、と出している2012年の試算を見ると、障害児教育に携わる者としては、まだ十分ではない、という認識がある。だが、国家財政としては必ずしもそのような認識ではない。アメリカのインクルージョンは、現在、そのような状況下にある、ということのようである。

また、元学校長で、現在学校コンサルタントを務めるレヴェンソンという方は、全米1万4千の学区

から義務教育段階の子どもの三分の一以上にかかる人件費とコストのデータを収集し、特殊教育サービスに要する費用の額と教育成果との間には、関連性がない、と指摘した。そして、もしあらゆる学区が特殊教育に要する費用を中程度に抑えるならば、年間100億ドルの出費を抑えることができる、と述べている。この主張は、国にもうそんなに財源がないのだから、ない中でどうやって工夫していくか、ということである。特殊教育にかかる費用を抑える、ということだけではなく、学校教育を受ける子ども全体の中での配分をどうするか、特殊教育サービスの対象の子どもと対象でない子どもの双方を考えたときに、全体の子どもたちの学ぶ権利をどのように考えていくのか、という話まで含みを持って指摘している。

3) インクルーシブ教育の進展と低発生頻度障害を取り巻く困難—視覚障害教育の観点から—

懐事情に非常に限りがあるアメリカの中で、インクルーシブ教育に何が起きているのか、ということを見たい。低発生頻度障害という言い方をしたが、視覚障害の分野で、今何が起きているかということを示す。

2009年の時点で、オレゴン、ノースカロライナ、ルイジアナ、アイオワ、カンザスを含む複数の州で、盲学校、特に寄宿制の盲学校が閉校の危機にある。この問題について、当事者団体であるACB（American Council of the Blind）は、盲学校は視覚障害のある子どもにとって教育サービスの重要な選択肢であるとして、盲学校の存続意義を主張している。ここで見て取れるのは、障害当事者による分離教育の持っている意義の主張、それから、一律なインクルーシブ教育の推進に対する批判、ということである。視覚障害のある子どもは全国2万8千人、学校に在籍する子どものうちの0.1%と非常に少ないが、障害のある子どもの中でも0.4%である。この視覚障害のある子どものおよそ90%は、少なくとも学習の一部を通常の学級で受けている。つまり、もうこれだけ、インクルーシブ教育が進行している。盲学校を設置している州はアメリカに39州ある。教育センターのみという州が3州、どちらも持っていないという州は

8州である。

先ほど名前が挙がったオレゴン州では、州議会が、1873年に創られた寄宿制の盲学校を2009年に閉校することを決めている。このときに、障害のある子どもの権利擁護の立場から、この学校の閉校に尽力した州議会議員は、次のような理由で寄宿制の盲学校を批判した；「子どもは家族と共に暮らして、インクルージョンで地域の学校で学ぶべきだ。」「1990年代以降、そもそも教科学習が中心の授業がしっかり行われていないではないか。」

これにはもちろん理由があって、インクルージョンが進行した結果、この盲学校に最後まで残ったのは、職業教育を受けている年長者、あるいは、重複障害のある子どもなので、子どもの実態に照らすと、教科教育中心の授業が行われていないのは当然だが、それも、学校としての体をなしていないという指摘なのだと思う。さらに彼女の批判は、「この盲学校は教育にかかる経費が非常に膨大である。一人当たり年間12万5千ドルかかっている。これが、既にインクルージョンで教育を受けている視覚障害の子どもと比べた時に不公平である。」という論理である。もともと公平あるいは平等という理念は、インクルーシブ教育の基本的な理念だったが、今日ではこういう文脈の中で平等や公平という指摘がなされるようになっていて、ということに、私も大変驚いた。

一方、保護者、教師、視覚障害をもつ人の権利擁護者は、盲の子どもが地域の学校で貧弱なサービスしか受けられていない実態を主張し、盲学校閉校を批判している。同校の子どもは地域の学校で適切な教育サービスを提供されなかったために盲学校に戻ったのであって、「浮いたお金で高いレベルのサービスをつけるから通常学校に行きなさい」というのは、彼らに対する背信行為である、という指摘である。

自ら障害のある子どもをもつ親であり、2011年にNational Disability Rights Network (NRDN) の理事長に選出されたベイリーは、教育省や閉校を擁護する人々の主張は空想の世界で、盲学校の必要性を主張する人たちは現実の世界を前提としている、と述べる。インクルーシブ教育をめぐる理想と現実には、これだけ大きな乖離があるのだ、と言っている。

これらから明確に見て取れるのは、お金の問題が

関与することによって、自己決定の余地がなくなること。先ほど現代のインクルーシブ教育の課題は自己決定であるという指摘をしたが、このような要因によって現在通っている盲学校が閉校されるために、自己決定の余地のない選択を迫られている子どもたちも生じている。しかも、そうした子どもたちは非常に少数であるため、インクルージョンされている大多数の子どもたちとの不平等が指摘されている。理念と現実の大きな矛盾がアメリカの中で起きていることの一端を示す事例ではないかと思う。

実は、視覚障害の当事者たちは、1990年代にもインクルージョン批判を組織的に展開してきた。それについては、以前論文を書き「分離の権利」ということを指摘したのだが、その頃と、先ほど見ていただいた盲学校の事例では何が違うか。最も大きいのは、この20年の間にインクルージョンがさらに進行したことだと思う。それによって、かつて視覚障害者は障害のある人々の中でインクルージョン論においてマイノリティに位置づけられるプロセスがあったが、先ほどの事例では、さらに数の上でも立場の上でもマイノリティになっている。そしてもっと大きいのは、彼らは一度、インクルーシブ教育で失敗して戻ってきた子どもたちであり、特に財政の問題、他の子どもとのバランスの問題、様々な問題が絡んでいる。現代における盲学校閉校に関わる分離の権利は、1990年代に視覚障害当事者たちが展開した、いわゆるフルインクルージョン批判の議論より、さらに深刻でさらに困難な課題になっている、と私は思う。

Ⅲ. おわりに

宮内久絵氏、岡典子氏による、英国・米国の障害のある子どもの教育政策の動向についての講演は、今後の我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、多くの示唆に富むものであった。本研究所における諸外国の教育政策の動向に関する情報の収集・分析とそれに基づく議論は、今後一層重要性を増していくものと考えられる。

(この報告は、宮内久絵氏、岡典子氏の講演内容を、

企画部国際調査担当の齊藤由美子が要約したものである。報告の内容については両氏のご確認をいただいたうえで掲載している。)

引用文献

M.ウォーノック・B.ノーウィッチ(著), L.テルジ(編), 宮内久絵・青柳まゆみ・鳥山由子監訳 (2012). イギリス特別なニーズ教育の新たな視点：2005年ウォーノック論文とその後の反響. ジアース教育新社.